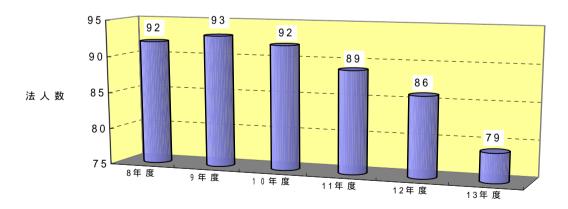
6 出資法人の改革

府に関わりの深いすべての指定出資法人について、これまでも法人統廃合と役員・職員の削減、全国に先駆けての法人役員 の退職手当全廃などをすすめてきました。これにとどまることなく法人改革をさらにすすめます。

(1)法人のあり方

法人の存立意義や目的、法人に委託することの効率性などを踏まえて総点検し、役割を終えた法人については廃止し、統合により府民サービスの向上や効率化が見込まれる法人については統合をすすめています。

指定出資法人数の推移



(注)各年度末時点の法人数(ただし、13年度は7月1日現在)

法人の見直し

平成 13 年度末までに概ね 2 割程度削減 (対平成 10 年度比) 今後 10 年間で概ね半減 (対平成 13 年度比)

(2)自立的運営への取組等

法人の運営については、徹底した市場原理を導入し、経営の抜本改善及び法人の自立的運営をすすめています。

これまでの自立的運営への取組み等

運営上の課題を有する法人について個別の対応方針を策定(H8~)

運営評価指標の策定・経営状況の点検評価(H10~)

外部専門機関等の活用

利用料金制度の順次導入(H11~)

役職員数の見直し(表1)・組織機構の見直し

人材育成の推進

民間への経営委託・経営の民営化、民間人材の活用

情報公開の推進

ほか

(表1)

役職員数の見直し

平成13年度末までに概ね2割削減(対 H10年度比)

今後 10 年間で概ね 2 割削減 (対 H13 年度比)

代表者に対する役員報酬加算措置の廃止(H10)

役員の退職手当の段階的廃止(H10~)

役員の在職期間の限度等の見直し(H11)

指定出資法人の常勤役職員数の推移

